

三重県教育委員会
学校情報ネットワークサーバ機器更新及び同保守業務委託
仕様書

令和8年7月

三重県教育委員会事務局
教育総務課

目 次

基本仕様書	1
1. 契約名	1
2. 概要	1
3. 業務内容	1
4. 用語の定義	1
(1) 学校情報ネットワーク	1
(2) 三重県情報ネットワーク	1
(3) 三重県行政W A N	1
(4) 利用者及び運用管理担当者	1
(5) ヘルプデスク	1
(6) ネットワーク保守事業者	1
三重県教育委員会学校情報ネットワークサーバ機器更新仕様書	2
1. 業務概要	2
1.1. 本調達目的	2
1.2. 契約形態	2
1.3. 納入機器	2
1.4. 検査完了	2
1.5. 納入期限及び納入場所	2
2. 用語の定義	3
3. 納入機器に関する要件	3
3.1. 現行システム構成	3
3.2. 更新後システム構成	6
3.3. 機器仕様等	7
3.4. 設置要件	11
3.5. 信頼性要件	11
3.6. 拡張性要件	12
3.7. 性能要件	12
4. システム設計構築等	12
5. 運用要件	12
5.1. 運用設計	12
5.2. 運用体制	13
5.3. 運用サービス時間帯	13
5.4. システム運用管理要件	13
6. バックアップ要件	14
6.1. バックアップ対象	14
6.2. バックアップ方式	15
7. 付帯作業	15
7.1. 工程管理	15
7.2. 定例報告会	15
7.3. 既存機器の撤去	16
7.4. 梱包材の取り扱い	16
7.5. その他	16
8. 成果物	16
9. 再委託の制限	17
10. その他	17

三重県教育委員会学校情報ネットワークサーバ保守調達仕様書	19
1. 本業務の概要	19
(1) 概要・目的	19
(2) 契約形態	19
(3) 検査及び履行確認	19
2. 業務体制	19
(1) 保守拠点	19
(2) 業務要員	20
(3) 連絡体制	20
(4) 保守用機材	20
3. 委託業務内容	21
(1) 機器保守業務	21
(2) 技術的支援業務	23
4. その他	24

基本仕様書

1. 契約名

三重県教育委員会学校情報ネットワークサーバ機器更新及び同保守業務委託

2. 概要

本調達は、文部科学省「G I G Aスクール構想」に基づき、令和2年度に三重県内の県立学校等に整備した児童・生徒が1人1台端末を利用した学習が可能な校内ネットワークについて、その機器構成を引き継ぐことを前提とした機器更新が行われることに合わせ、基幹サーバ機器と教職員及び生徒用端末の無線接続用認証装置を機器更新することを目的とする。

あわせて、サーバ機器の運用保守について、業務委託を行う。

3. 業務内容

(2) 三重県教育委員会学校情報ネットワークサーバ機器更新

「三重県教育委員会学校情報ネットワークサーバ機器更新仕様書」による。

(3) 三重県教育委員会学校情報ネットワークサーバ機器保守業務委託

「三重県教育委員会学校情報ネットワークサーバ機器保守業務委託仕様書」による。

4. 用語の定義

(1) 学校情報ネットワーク

三重県内の県立学校、三重県教育委員会事務局、三重県総合教育センター、データセンター等を接続したネットワークである。

(2) 三重県情報ネットワーク

三重県本庁舎と各総合庁舎、大規模単独地域機関等を結ぶ幹線ネットワークであり、三重県の各行政サービス等を同ネットワーク上に設定し運用している。

(3) 三重県行政WAN

県が運営する行政事務用ネットワークであり、単独地域機関（県立学校を含む。）等と三重県情報ネットワークを接続するネットワークであり、各県立学校の事務職員、校長及び教頭が利用する。

(4) 利用者及び運用管理担当者

利用者は各県立学校の教職員及び児童生徒と、教育委員会事務局及び総合教育センターの本県職員である。

運用管理担当者は、本県職員（ヘルプデスクを含む。）である。なお、各学校のフィルタリングなど一部の設定は、各県立学校で運用を行っているものもある。

(5) ヘルプデスク

県が別途契約している、学校情報ネットワークの業務や県立学校における端末機器等の運用支援を行う事業者である。

(6) ネットワーク保守事業者

県が別途契約している、県立学校等における既存学校情報ネットワーク設備の保守を行う事業者である。

三重県教育委員会学校情報ネットワークサーバ機器更新仕様書

1. 業務概要

1.1. 本調達の目的

三重県教育委員会事務局（以下「本県」という。）が管理運用する三重県学校情報ネットワーク（以下「本ネットワーク」という。）は、行政系の WAN 回線を活用して三重県下の県立学校へ接続されている。

本調達では本ネットワークに接続されている、DMZ 関連システム及び認証基盤システム（以下「DMZ」という。）の機器更新を行う。

また、教職員及び生徒用端末の無線接続用認証装置の更新も本調達の対象とする。これらによりセキュリティ向上と業務継続性を確保したサービス提供を継続していくことを目的とする。

1.2. 契約形態

- (1) 更新する全てのハードウェア、ソフトウェア等を買取りで調達する。
- (2) 以下に示す本調達に関連する付帯業務も契約範囲とする。
 - (ア) 「1.3. 納入機器」で示す機器の納入に伴う以下の業務
 - (イ) 安定稼働までの期間についての保守、障害回復等
 - (ウ) 納入機器と既存機器間の接続及びそれに係る各種設定変更
 - (エ) 上記(イ)及び(ウ)に係る動作試験及びそれに係る各種設定変更
 - (オ) その他、本調達に関連する業務
- (3) 本仕様書に記載する要件を実現するためにパッケージソフトウェア等、ソフトウェア製品を用いる場合については、それらソフトウェア製品も本調達の範囲内で納入すること。
- (4) 本仕様書に記載する機器及びソフトウェアは令和 17 年 3 月 31 日まで利用することから、検査完了後から令和 17 年 3 月 31 日までは、本県の指示により無償で修理又は代替品により保守対応すること。なお、保守対応作業に関し、いかなるケースにおいても本県並びに各県立学校に対し、別途費用を請求することはできない。

1.3. 納入機器

本調達で納入するシステム名称を以下に示す。

- (ア) 仮想基盤サーバ
- (イ) AD サーバ
- (ウ) バックアップサーバ NAS
- (エ) 共有ストレージ
- (オ) 認証装置

1.4. 検査完了

「1.3 納入機器」に示す機器、「8. 成果物」に示すドキュメント類の納入期限から 10 日間を本県職員による検査確認期間とし、本県職員による履行確認書の交付をもって検査完了とする。

1.5. 納入期限及び納入場所

- (1) 納入期限

令和 10 年 3 月 31 日

(2) 納入場所

本県が別途契約しているデータセンター：三重県津市市内

※詳細は契約後に通知する。

2. 用語の定義

(1) 三重県行政 W A N

県が運営する行政事務用ネットワークであり、単独地域機関（県立学校を含む。）等と三重県情報ネットワークを接続するネットワーク、各県立学校の事務職員、校長及び教頭が利用する。

(2) 利用者及び運用管理担当者

利用者は各県立学校の教職員及び児童生徒と、教育委員会事務局及び総合教育センターの本県職員を指す。

運用管理担当者は本県職員（ヘルプデスクを含む。）を指す。

(3) データセンター

本県の機器等が設置されているデータセンターである。

(4) 教員用パソコン

本県が各県立学校の教職員に配付した 1 人 1 台パソコンと、各県立学校が個別に調達したパソコンを指す。

約 6,000 台。

(5) 生徒用パソコン

本県が、各県立学校で生徒用共用目的のために調達したパソコン、および、県立高校の生徒が BYOD にて持ち込みを行う生徒 1 人 1 台パソコンを指す。

約 36,000 台。

(6) DMZ

本ネットワークのインターネット接続口となり、県民向けサービス・生徒向けのサービス・教職員向けのサービスを指す。(3) データセンターに設置されている。

3. 納入機器に関する要件

3.1. 現行システム構成

3.1.1. DMZ

現行機器はメールサーバの廃止、および、学校 DNS サーバの廃止に伴いプロキシ、フィルタリング、ウイルス対策ソフトウェアのクラウド化をして運用している。

また、過去の認証基盤の更新の際に、新たに DNS サーバ、NW 監視サーバ、WSUS サーバの追加構築、および、一括メール配信のクラウドサービスへの移行を行い、一括メール配信と既設の校務支援システムの連携を行う一括配信中間サーバを構築している。

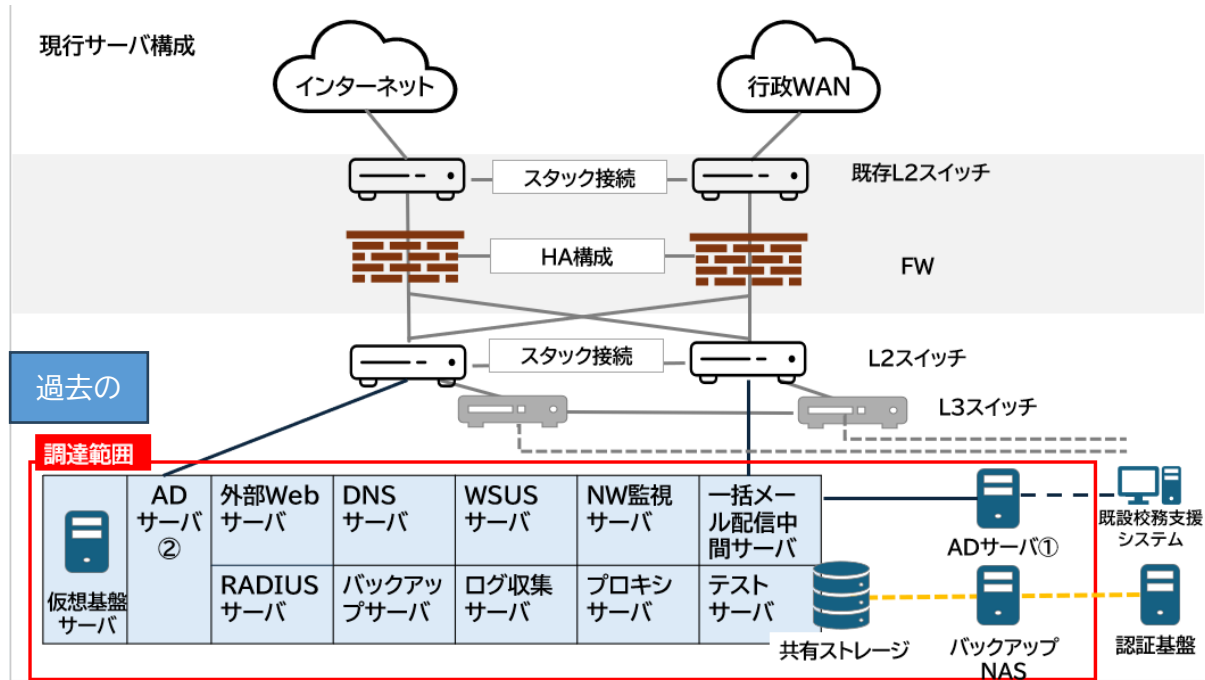


図 3-1-1 現行サーバ構成図

表 3-1-1 サーバ構成一覧

サーバ名	仮想サーバ名	CPU	メモリ	ストレージ
仮想基盤サーバ	DNS サーバ	2 コア	4GB	200GB
	外部 Web サーバ	2 コア	8GB	500GB
	テストサーバ	2 コア	8GB	500GB
	リバースプロキシサーバ	2 コア	4GB	200GB
	一括メール配信中間サーバ	4 コア	8GB	500GB
	仮想 AD サーバ	4 コア	8GB	300GB
	RADIUSサーバ認証アプリケーション	8 コア	8GB	500GB
	WSUS サーバ	8 コア	8GB	1TB
	NW 監視サーバ	2 コア	8GB	500GB
	ログ収集サーバ	8 コア	32GB	3TB
	検証サーバ (WindowsServer)	2 コア	4GB	100GB
	検証サーバ (RHEL Server)	2 コア	4GB	100GB
	バックアップサーバ	8 コア	16GB	3TB
物理 AD サーバ		6 コア	16GB	300GB

3.1.2. 認証基盤システム

教員用一人一台パソコン等のログイン時の認証基盤として利用している。

管理アプライアンスについては、教職員のセキュリティグループ設定を各学

校にて行うために、学校管理者アカウントを発行し、セキュリティグループのメンバー設定を行っている。ユーザーの追加削除作業は運用管理担当者にて行っている。

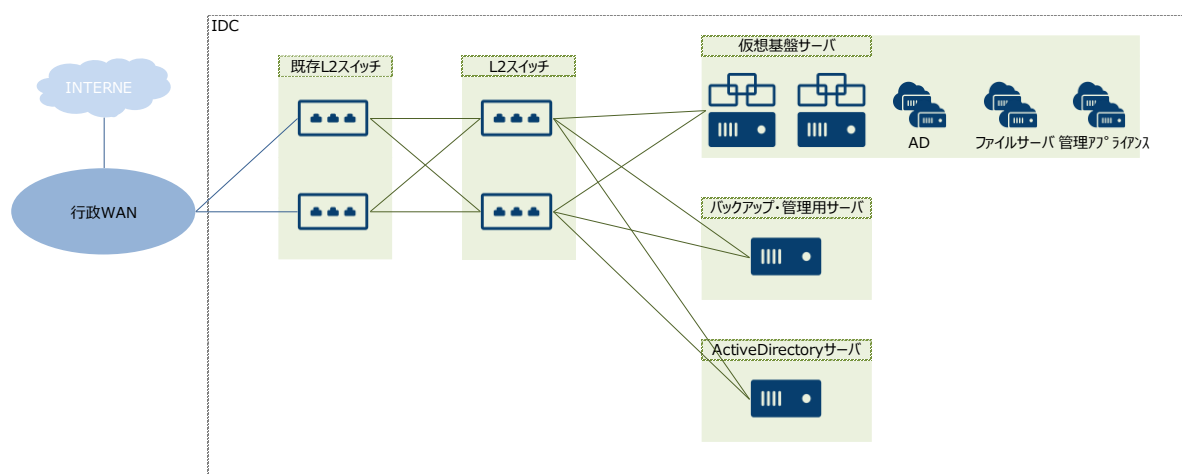


図 3-1-2 認証基盤システム構成図

表 3 - 1 - 2 サーバ構成一覧

	仮想サーバ名	CPU	メモリ	ストレージ
仮想基盤サーバ	ActiveDirectoryサーバ#2	2コア	8GB	100GB
	ActiveDirectoryサーバ#3	2コア	8GB	100GB
	ファイルサーバ#1	2コア	8GB	600GB
	ファイルサーバ#2	2コア	8GB	900GB
	運用監視サーバ	2コア	8GB	100GB
	Account@Adapter+#1	4コア	4GB	60GB
	Account@Adapter+#2	4コア	4GB	60GB
ADサーバ#1		6コア	8GB	300GB
バックアップ・管理サーバ		12コア	16GB	3.8TB

3.2. 更新後システム構成

更新後サーバ構成

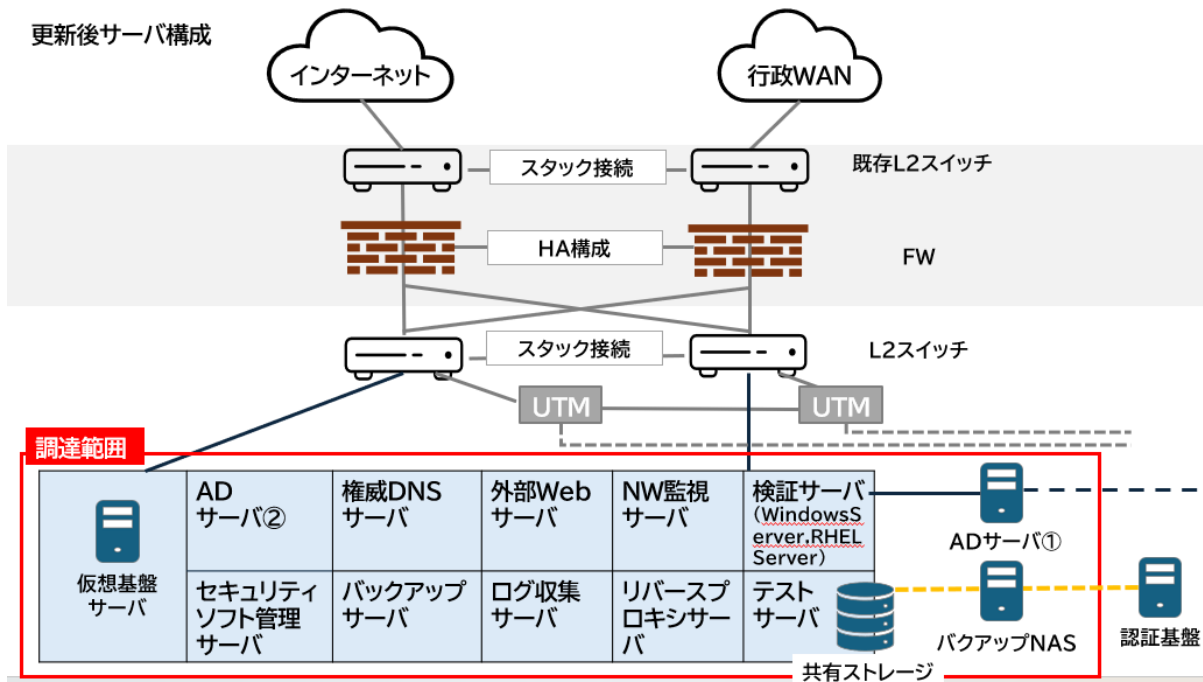


図 3-2 更新後サーバ構成

表 3-2-1 想定システム構成サーバー一覧表（物理）

ハードウェア品名	数量	備考
仮想基盤サーバ	2	Hyper-V
共有ストレージ	1	SAS または FC 接続
バックアップ用 NAS	1	
物理 AD サーバ	1	

表 3-2-2 想定サーバ構成一覧

サーバ名	仮想サーバ名	CPU	メモリ	ストレージ
仮想基盤サーバ	DNS サーバ	2 コア	4GB	200GB
	外部 Web サーバ	2 コア	8GB	500GB
	テストサーバ	2 コア	8GB	500GB
	リバースプロキシサーバ	2 コア	4GB	200GB
	AD サーバ	4 コア	8GB	300GB
	NW 監視サーバ	2 コア	8GB	500GB
	ログ収集サーバ	8 コア	32GB	3TB
	検証サーバ (Windows Server)	2 コア	4GB	100GB
	検証サーバ (RHEL Server)	2 コア	4GB	100GB
	バックアップサーバ	8 コア	16GB	3TB
	セキュリティ管理サーバ	2 コア	4GB	100GB
物理 AD サーバ	共有ストレージ			
	バックアップサーバ NAS			

※上記の構成は想定であり運用にあたって必要なリソースを検討し設定すること。

各サーバの機能の概要は以下の通り。

(1) DNS サーバ

DNS サービスを提供する。

(2) 外部 Web サーバ

- ・ 外部公開用 WEB サービス (<http://www.mie-c.ed.jp>) を提供する。
- ・ 閲覧に関しては https でのサービスを提供する。
- ・ 各サーバが参照する、NTP サーバを構築する。
- ・ セカンダリ DNS サーバとしてのサービスを提供する。

県立図書館システムと学校図書館システムでの連携ファイルの中継機能を提供する。

- ・ 現行の外部 Web サーバよりデータ移行を行うこと。

(3) テストサーバ

- ・ 上記 (2) で公開する Web サービス用コンテンツの公開前テストに係る機能を提供する。
- ・ 毎日夜間に、外部 Web サーバへのデータ同期を行う。

(4) リバースプロキシサーバ

- ・ 三重県行政 WAN 職員(事務局職員、管理職、事務職員)が本ネットワーク内のリソース(総教ポータル等)にアクセスする機能を提供する。

(5) AD サーバ

- ・ 教員用の PC の認証に用いるサーバ、物理サーバおよび仮想サーバにて構成する。現在利用しているアカウント管理およびセキュリティグループ管理を継続利用すること。
- ・ ADDS にユーザープロビジョニングを行っている既存 IDaaS(Exitc) との連携を図ること。

(6) NW 監視サーバ

- ・ 本システム等の各機器に対し死活監視を行い、保管並びに分析する機能を提供する。

(7) ログ収集サーバ

- ・ 本システムの各種ログを一括収集、保管並びに分析する機能を提供する。

(8) 検証サーバ(WindowsServer、RHEL Server)

- ・ セキュリティパッチや更新プログラム等の適用に関する動作検証環境を提供する。

(9) バックアップサーバ

- ・ 各サーバのバックアップを一括取得する機能を提供する。

(10) セキュリティソフト管理サーバ

- ・ ウイルスソフトを管理する機能を提供する。

(11) 認証装置

- ・ 県立学校の無線 LAN 環境における教職員・生徒用端末の無線証明書認証(802.1X 認証)の基盤機能を提供する。
- ・ オンプレでの構築、または、クラウドを利用した構築のいずれも可とし、詳細要件は「3.3. 機器仕様等」によること。

3.3. 機器仕様等

3.3.1. ハードウェア

本章の機器は、本県で運用しているデータセンター内既設サーバ収容ラックの機器固定用取付け金具(以下「マウントアングル」という。)に固定可能であること。既設サーバ収容ラックの詳細仕様については、「10. その他」(15)に基づき、資料

を閲覧すること。

(1) 仮想基盤サーバ (2 台)

項目		内容
CPU	性能	Intel Xeon Gold 6330(2GHz/28 コア/42MB)と同等以上
	数量	2 個
メモリ容量		128GB 以上
内蔵ディスク装置		・ RAID1 又は RAID5 等により冗長化すること。 ・ 利用可能容量が 300GB 以上あること。
光学ドライブ		内蔵型又は外付け USB の DVD-ROM ドライブ
インターフェース		・ USB3.0 × 2 ポート以上 ・ 1000BASE-T 4 ポート以上(ハードウェア管理ポートを除く) ・ 既設のコンソール機器(PY-R1DP1)へ接続し映像出力およびキーボード等が利用できること。 ・ 共有ストレージと接続するための外部 SAS (12Gbps) X2 ポート以上を準備すること。
電源		冗長化すること。
ファン		リダンダント構成であること。
本体形状		高さが 1U であること。
その他		本機で実装される各サーバも含め以下の機能を実現すること。 「3.2(7)ログ収集サーバ」へログ提供が可能であること。 「3.2(9)バックアップサーバ」を用いたバックアップ取得が可能であること。

(2) 共有ストレージ (1 台)

項目		内容
コントローラ		内蔵で二重化されていること。
ホストインターフェース		仮想化システムにおいて十分な性能を確保できるインターフェース (12Gbps 以上)を採用していること。
ホストポート数		本県想定構成に応じ、必要なポート数を有すること。
キャッシュメモリ		十分なキャッシュメモリ容量を有すること。 RAID 方式の特性を考慮したキャッシュメモリ容量を用意すること。
RAIDタイプ		RAID-0, 1, 5, 6, 10 等に対応していること。
ディスク装置	A 領域	・ RAID6 構成で実効容量 8TB 以上あること。 ・ SAS ドライブを採用すること。ニアラインは認めない。 ・ 予備ドライブを 1 つ備えること。 ・ 3.2(1)～(8)の領域として利用を想定。
	B 領域	・ RAID6 構成で実効容量 10TB 以上あること。

	域	・ 予備ドライブを1つ備えること。 ・ 3.2(9)～(10)の領域として利用を想定。
電源		冗長化すること。
本体形状		高さが2U以下であること。
消費電力		最大で800w程度以下であること。

(3) バックアップサーバ NAS (1台)

項目	内容
ディスク容量	32TB以上であること。
メモリ	4GB以上であること。
インターフェース	2.5Gbps以上を採用していること。
OS	Windows Server IoT 最新版 for Storage
本体形状	高さが2U以下であること。
その他	RAID-0, 1, 5, 6, 10に対応していること。 Microsoft Windows Server 2022での利用が可能であること。

(4) 物理 AD サーバ (1台)

項目	内容
CPU	性能 Intel Xeon E-2336(2.90GHz/6コア/12MB)と同等以上
	数量 1個
メモリ容量	16GB以上
内蔵ディスク装置	・ RAID1 又は RAID5 等により冗長化すること。 ・ 利用可能容量が300GB以上あること。 ・ SAS ドライブを採用すること。
光学ドライブ	内蔵型または外付け USB の DVD-ROM ドライブ
インターフェース	・ USB3.0 × 2ポート以上 ・ 1000BASE-T 2ポート以上(ハードウェア管理ポートを除く) ・ 既設のコンソール機器(PY-R1DP1)へ接続し、映像出力およびキーボード等が利用できること。
電源	冗長化すること。
ファン	リダンダント構成であること。
本体形状	高さが1Uであること。
その他	本機で実装される各サーバも含め以下の機能を実現すること。 「3.2(7)ログ収集サーバ」へログ提供が可能であること。 「3.2(9)バックアップサーバ」を用いたバックアップ取得が可能であること。

(5) 認証装置 (1式)

- ・ データセンターへのオンプレでの構築、または、クラウドを利用した構築を行

うこと。

- ・ オンプレ、クラウドを問わずシステム停止が無いようシステムの冗長化を行うこと。

- ・ 県立学校の無線 LAN 環境にて、教職員・生徒の Windows 端末、ChromeOS 端末及び iPad 端末に対して無線証明書認証（802.1X 認証）を提供すること。

- ・ 無線認証に用いるクライアント証明書配布から無線認証までを自動化させること。その際は Microsoft Intune や Google Workspace などの MDM を利用すること。

- ・ 生徒用共通 SSID と教職員用共通 SSID をそれぞれ生徒・教職員が利用することを前提として、学校間を移動しても OS を問わずそれぞれの SSID に自動接続が可能であること。また、生徒は教職員 SSID に接続できない（接続を試行しても拒否される）ような構成を取る。

- ・ 生徒が全体で 36,000 人前後在籍していること、および、教職員は全体で 6,000 人以上いることを想定してライセンス設計・調達を行うこと。年度の切り替わり時期等でライセンスが余分に必要になる場合は、それらも見積もること。

- ・ 卒業や機器の廃棄等により、認証が行われなくなった端末については、一定の期間後に自動的に削除されるなど、都度のメンテナンスが不要となるような運用ができること。

3.3.2. ソフトウェア

本章に係るソフトウェアは、「想定システム構成」で示す仮想環境で必要となるゲストサーバ数、および、令和 17 年 3 月 31 日まで利用できるよう、適切なライセンス及び必要数を納入すること。

DNS サーバおよび外部 Web サーバのウイルス対策ソフトにおいては公開サーバとなることを踏まえソフトウェアの選定を行うこと。

(1) 仮想基盤システム

ソフトウェア	数量
Windows Server Data Center Edition	必要数

(2) ゲストサーバ

ソフトウェア	数量
Red Hat Enterprise Linux (7 年サポート)	必要数
Windows Server 最新版	必要数
Backup Exec Server	1
Backup Exec VMware & Hyper-V エージェント	必要数
ウイルス対策ソフトウェア	各サーバ分
Windows Server 最新版 Device CAL	2,000 ライセンス

(3) 物理 AD サーバ

ソフトウェア	数量
Windows Server 最新版	必要数
ウイルス対策ソフトウェア	1
Backup Exec エージェント	1

3.3.3. その他共通事項

「3.3 機器仕様等」で示す機器は、すべて以下の仕様を満たすこと。

(1) 「5.4. システム運用管理要件」(8)「障害対応」を踏まえたうえで、令和 17 年 3

月 31 日までの機器保守サービスを導入すること。

- (2) 電源は、AC100V で給電可能であること。
- (3) 本調達で使用するソフトウェアは、本調達の特徴、利用者を踏まえた最適なライセンス形態で導入すること。
- (4) 各サーバ機器において要求する DVD-ROM ドライブについて、外付け USB デバイスを用いる場合は各機器で共用する想定も可とするが、故障した場合の予備機等を適切に考慮すること。

3.4. 設置要件

- (1) 機器は本県が契約しているデータセンター内の指定サーバラックのマウントアングルへ固定設置することを前提とする。
- (2) 認証装置についてオンプレでの機器設置を行う場合には、上記データセンター内の指定サーバラックを利用すること。
- (3) データセンターの施設仕様（電源、ラック搭載図等）については、「10. その他」(15)に基づき、資料を閲覧すること。
- (4) 既存で使用しているコンソール(富士通 PY-R1DP1)に対応すること。また、必要に応じ取り付け位置の移動を行うこと。
- (5) 既設の FW 装置を新環境に合わせて設定変更を行うこと。また、必要に応じ取り付け位置の移動を行うこと。
ただし、別途調達する学校情報ネットワーク機器更新における上記 FW 装置の更新時期と本サーバ機器更新における納入時期が重複する場合は、ネットワーク機器更新事業者と連携し、更新される FW 装置に対し新環境に合わせた設定変更を行うこと。
- (6) 機器納入及び設置作業に当たっては、授業、業務等に支障がないように実施すること。
- (7) 納入機器に関し、将来の拡張性を考慮したうえで、できる限り効率的なラック収容を提案すること。
- (8) 他のシステムへ影響のある機器の切り替えについては、影響が最小限となるよう作業内容・作業時間を十分検討し行うこと。なお切り替えに伴う各システムの動作確認については、県にて委託を行っているネットワーク保守事業者にて対応を行うため、連携して対応すること。
- (9) 機器設置時に設置場所の電源容量が不足した場合、電源工事に関する調整や費用負担は受注者にて実施すること。
- (10) 設置の際はケーブル等の整線及びテープ等による固縛を行い、事後の運用保守業務及びラック内空調に支障を与えないこと。
- (11) 設置後、納入機器及び付帯品並びにケーブル類が扉やラック壁面に干渉しないこと。
- (12) 機器固定に当たってはマウントアングルにボルト等で固定すること。ただし、融着及びテープ等による固縛は認めない。
- (13) なお、機器の形状、重量及び事後の保守性等の観点からマウントレールや棚板等を用いる場合は、別途本県と協議すること。

3.5. 信頼性要件

- (1) 納入機器は、ハードディスク障害の発生に備え可用性の向上を図ること。また、ホットスワップに対応したディスクドライブを用いること。
- (2) 仮想化基盤はサーバハードウェアの障害時に、自動で他の仮想ホストサーバに

フェイルオーバーすることで、サービス停止時間の短縮化を図ること。

- (3) センドバック保守（09:00～17:00（以下「業務時間」という。）、祝祭日を除く月曜日から金曜日（以下「業務日」という。））を含むこと。

3.6. 拡張性要件

- (1) 運用期間中にシステム拡張が必要となった場合、システムの再構築といった大規模な作業ではなく、ハードウェアの増設、ソフトウェアの設定変更等のシステム変更により対応可能な構成とすること。
- (2) アクセス頻度並びにデータの増大等に備え、サーバの処理量並びに性能向上のための拡張性（メモリの増設が可能なこと等）や容量的な拡張性（ハードディスクの増設が可能なこと等）を稼働当初より確保すること。
- (3) 将来のポート数増加が発生した場合もネットワーク構成を大幅に変更せずとも、対応できる機器を選定すること。

3.7. 性能要件

端末が業務日始業時間前の 8:00 から 8:30 までの間に一斉に電源投入することを考慮し、メールやインターネットの通信に十分な性能を有すること。

WSUS においては、配信グループを作成するなど、ハードウェアおよび回線を圧迫しないよう留意すること。

4. システム設計構築等

システムの設計構築については、以下のとおりとする。

なお、現行システムの機能及び設定については、「10. その他」(15)に基づき、資料を閲覧すること。

- (1) Hyper-V の機能により、サーバを仮想化し物理的に集約化を図ること。
- (2) 障害・停止は各県立学校の業務に大きく影響することから、十分な可用性、信頼性を確保すること。
- (3) 現行機能及び設定については新設サーバにそれぞれに引き継ぐこと。
- (4) 仮想基盤サーバの 1 台が停止しても、サービスに影響がない構成にすること。
- (5) データのバックアップは D2D(Disk to Disk)方式とし、ハードウェア障害時の復旧に備えること。
- (6) 納入する機器に付属している機器の遠隔監視用ソフトウェアは、本県と協議のうえ設定作業を行うこと。
- (7) 外部 WEB サーバについては、https サービス提供するために必要な証明書(契約期間中)を本調達にて全て手配し、適用すること。
- (8) 外部 WEB サーバの各コンテンツの動作確認については、各 WEB サイト管理者（各学校等）が行うことを原則とするが、移行時に表示ができないコンテンツについては、修正案又は回避案を提示すること。
- (9) システムの更新に際し、各機能が保持するデータがある場合は全て移行作業を行うこと。
- (10) サーバの管理者権限を必要最小限の者に与え、厳重に管理すること。
- (11) サーバは必要最低限なサービス、ポートだけを利用するよう設定すること。
- (12) システムメンテナンス時の不正アクセス防止策を施すこと。

5. 運用要件

5.1. 運用設計

- (1) 運用体制、運用サービス時間で十分に対応できる運用設計を行うこと。

- (2) Web サーバおよびテストサーバにおいては、WordPress を用いた運用を行えるように環境を構築し、推奨環境のバージョンが変化した際もスムーズに移行できるような設計を行うこと。
- (3) サーバの起動/停止やバックアップ等のシステム運用については、無人運用が可能な仕組みを構築すること。
- (4) 障害予防を目的とした運用設計を行うこと。
- (5) 「6. バックアップ要件」に基づいたバックアップ設計を行うこと。
- (6) 仕様書記載の内容を十分に検討し、システム化を含めた具体的な提案を行うこと。

5.2. 運用体制

- (1) 納入機器の監視や操作等の運用を行う運用管理担当者として、数名が従事する。
- (2) 運用管理担当者は、通常時間帯(業務日 8:30～17:15)の勤務を予定している。

5.3. 運用サービス時間帯

本県が想定している運用サービス時間帯は、保守作業時を除き 24 時間 365 日稼働とする。

5.4. システム運用管理要件

- (1) 稼働維持管理

運用管理担当者及びバックアップ作業等の各種稼働管理を定期的に確認するための支援を行うこと。
- (2) 性能管理
 - (ア) Web サーバおよびテストサーバにおいて、年 1 回以上、バージョンアップの必要性を評価検討し、必要な場合は各サーバのバージョンアップを行うこと。
 - (イ) 必要に応じて性能を改善するための計画策定・対策を立案し、本県と協議のうえ対策方法の提案を行うこと。
 - (ウ) 運用管理担当者が行うサーバ関連機器のシステム資源（CPU、メモリ・ディスク等）の利用状況監視及び OS 等のパフォーマンス調査、定期的な確認業務を支援すること。また、必要に応じて性能を改善するための対策案（システムのチューニング、リソースの追加等）の検討及び対策の実施に関する支援を行うこと。
- (3) 構成管理

納入機器 及びソフトウェア製品、ネットワーク構成等について、運用管理担当者による構成管理の支援を行うこと。
- (4) ログ管理

納入機器における各種ログから取得可能な情報の整理を行い、運用管理担当者が適切なフォーマットによる定期的な報告をできるように支援をすること。

取得するログの種類は、以下のとおり。

表 5-4 取得ログの種類

対象	対象機器
機器死活ログ	本調達機器及びファイアウォール

パフォーマンスログ	本調達機器及びファイアウォール
アクセスログ	外部 Web サーバ、リバースプロキシサーバ及びファイアウォール
他本県と協議のうえ必要なもの	協議により決定する

(5) セキュリティ管理

(ア) 納入機器に対する不正なアクセス等について、運用管理担当者による定期的又は随時チェックの支援と、所要の対策についての提案及び支援を行うこと。

(イ) 本機器調達により実現される端末セキュリティパッチ対応状況等の構成情報の管理について、運用管理担当者による構成管理業務の支援を行うこと。

(6) バックアップ管理

「6. バックアップ要件」に基づく、バックアップ処理を行うこと。

(7) ドキュメント管理

運用作業により、「8. 成果物」に示す成果物及び関連ドキュメント等の修正が発生した場合には履歴管理を行ったうえで速やかに当該ドキュメントを修正すること。

なお、ドキュメントの修正にあたっては本県へ説明を行ったうえで、承認を得ること。

(8) 障害対応

(ア) ハードウェアの修理・変更・メンテナンス等を必要とする場合、スケジュール調整を行うこと。

(イ) 修理の際は翌業務日 09:00 までに回収対応し、回収報告を本県に行うこと。また、修理完了予定日を速やかに本県に提示すること。

(ウ) 保守及び障害対応時の連絡体制を整備すること。保守の連絡窓口は、ハードウェア、管理用ソフトウェア等を含めて 1 つにすること。なお、障害連絡及び対応の時間帯、速度について以下に示す。

a. 受付時間帯

業務日の業務時間

b. 対応速度

障害連絡から現地到着までに2時間以内とする。ただし、現地到着時間が業務時間を超過する場合は翌業務日の 9:00 より対応すること。

(9) その他

(ア) すべての納入機器に関する契約不適合責任期間は、本県の検査完了後 1 年間とする。

(イ) 契約不適合責任期間における納入機器の障害（天災、その他不可抗力等を除く。）については、本県の指示により無償で修理又は代替品により保守対応すること。また、契約不適合責任期間中は納入機器が完全な機能を保つように、ハードウェア等の保守体制整備及び修理対応を行うこと。

6. バックアップ要件

6.1. バックアップ対象

以下に示すデータを、「6.2. バックアップ方式」に示す方式によってバックアップすること。

表 6-1 バックアップ対象一覧

対象	対象機器	想定データ量	頻度
Web サイトコンテンツ	外部 Web サーバ	200GB 程度	日次
システム全体	「3. 3. 1 ハードウェア」すべて	「3. 3. 1 ハードウェア」機器による	3 ヶ月
「5. 4 システム運用管理要件」の各種ログ	本調達の機器及びファイアウォール	合計 20GB 程度	日次
他本県と協議の上必要なもの	協議により決定する		

6.2. バックアップ方式

(1) 方式

D2D (Disk To Disk) 方式

(2) 圧縮

非圧縮が望ましいが、データ容量によるバックアップ時間を考慮した場合の圧縮も可とする。

(3) 方法

保存場所	現行 4 半期	前 4 半期	前々4 半期
バックアップ NAS			

図 6.2 保存方式イメージ

(4) バックアップ対象データの取得 (D2D)

「図 6-2 保存方式イメージ」に示す頻度に基づいて収集し、「バックアップサーバ」に格納する。

(ア) 日次処理

夜間自動処理により格納する。

(イ) 3 ヶ月 (4 半期) 処理

4 半期末の休日 (土曜日を想定) 日中に、自動処理により格納する。

7. 付帯作業

7.1. 工程管理

業務履行に当たり、円滑かつ適正に業務を実施することを目的とし、スケジュールを含むプロジェクト計画書を作成し、各作業の工程を管理すること。また、会議等打合せ協議を開催し、本県に対して作業内容や進捗よくについて報告及び協議を行うこと。

作業を行ううえで、不明点や疑義が発生した場合は、同会議等を通して本県と協議し、承認を得たうえで実施及び問題の解決に努めること。併せて会議等の議事録を作成し、関係者へ配布及び相互に確認を行い、常に認識合わせをすること。また、状況により電子メール等を利用し適時報告を行い、内容について記録すること。

7.2. 定例報告会

納入機器の設計、構築、設置及び安定稼働までの期間において、定例報告会（10 回程度を想定）を設定し、本県に対してスケジュールの進捗並びに課題等の報告を行うこと。

7.3. 既存機器の撤去

- (1) 本調達に伴い入替対象となるデータセンター内の既存機器については、設置場所からすべて撤去すること。
- (2) 撤去品は、「三重県総合教育センター（三重県津市大谷町 12 番地）」へ移送し、本県の指示に従うこと。
- (3) 上記(1)(2)に係る費用は、すべて本調達に含めること。

7.4. 梱包材の取り扱い

機器納入時等に発生した梱包材等は、関係法令に従い処理を行うこと。

7.5. その他

- (1) 付帯作業において納入機器とは別に必要となる機器及びソフトウェア製品がある場合は、その調達並びに実施場所の確保等について、受託業者の負担とする。
- (2) 納入機器のソフトウェアについては、納入時点での最新のパッチファイルもインストール若しくはアップデートすること。
- (3) 機器納入の際、現行システム、ネットワークに対する影響がないように、予め調整をすること。納入機器の稼働に必要なソフトウェア等のチューニング等の技術支援についても、本県からの依頼に基づき確実に実施すること。

8. 成果物

機器納入に向けた各工程の計画、成果を示すドキュメントを作成し納期までに提出すること。各工程において作成する各種設計書については、以下のとおりである。

表 8-1 ドキュメント納品一覧（納期）

フェーズ		設計署名	内容	期日
1	納入計画	プロジェクト計画書	機器納入、構築等、本調達の履行計画（スケジュール、体制や考え方等）を記載したもの	契約後 2 週間 以内
		機能証明書	構築する納入機器の機能を証明するもの	
2	要件定義	基本設計書	構築する納入機器の各種要件をまとめたもの	R10 年 1 月末
3	設計	方式設計書	各種要件を実現する方法をまとめたもの	
4	構築	機器構築仕様書	方式設計を受け、機器の設定情報等を設計したもの（パラメータシート）	R10 年 3 月末
		導入時初期イメージ	システム運用開始時に戻すためのリカバリー用イメージデータ	
5	テスト	テスト計画書	設計内容に基づいたテストの計画を記載したもの	
		テスト仕様書	テスト内容について、環境や観点等を整理したもの	

		テスト結果報告書	テスト項目及び結果を記載したもの	
6	設置・設定	設置計画書	機器設置スケジュール、体制等を記載した計画書	
		作業マニュアル	設置場所別の作業内容を手順化して記載したもの	
		設置作業報告書	設置場所での作業結果報告書（チェックリスト付）	
7	運用	運用設計書	5W1Hに即し、運用を設計したもの（バックアップ、ログ収集・分析に係る設計を含む）	
		運用マニュアル	運用の単位ごとに行う作業の手順を記載したもの（バックアップ、ログ収集・分析に係る手順を含む。）	
		操作マニュアル	本県の運用に応じた機器の操作方法を説明したもの。（バックアップ、ログ収集・分析に係る操作方法を含む。）	
8	移行	利用者マニュアル	各学校内の環境から、統合認証システムへの参加・移行方法について記載したもの。（個人プロフィール内のデータ移行方法等についても記載すること。）	
9	その他	議事録	本県への引継ぎ完了までの打合せにて作成した議事録	

各工程に着手する前に、当該工程において作成するドキュメントに関し、本県と十分協議をすること。また、内容に関しては、レビュー会を設けて本県に対し十分な説明を行い、内容の承認を得てから納品すること。

各種ドキュメントについては、電子ファイル化を前提とし、電子媒体（CD/DVD も可）と紙面で、それぞれ1式を納品すること。なお、電子媒体での納品については、本県と事前に協議を行うこと。

9. 再委託の制限

- (1) 受託者は、三重県の承認を得ないで本調達の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び再委託の金額等について記載した書面を三重県に提出し、三重県の承認を得た場合はこの限りではない。再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。
- (2) 前項の規定は、受託者が資料の謄写、製本等の軽微な業務を再委託しようとするときには、適用しない。

10. その他

- (1) 本調達に係る定期的な進捗報告・課題管理が明確にできる開発体制を整え、要員の役割（責任者、担当窓口等）を明確にし、本県に明示すること。
- (2) 納入機器の設定・障害対応が十分可能な SE を従事者とし、従事者の氏名及びその他必要な事項を本県に事前に通知すること。なお、従事者を変更する場合は、十分な引継ぎを行い業務に支障をきたさないようにすること。

- (3) 契約締結後、速やかに納入計画書を作成のうえ、本県の承認を得ること。また、ハードウェア等の詳細仕様、電源容量、搬入計画等の資料を速やかに提示すること。
- (4) 本県への引継ぎ完了までの期間は 10 回程度の打合せを行うとともに、打合せ後 1 週間以内に議事録の提出を行うこと。
- (5) 本契約について、契約書及び仕様書に明示されていない事項でも、その履行上当然必要な事項については、受注者が責任をもって対応すること。
- (6) 本仕様書に記載されているすべての作業に対し、いかなるケースにおいても本県に対し、別途費用を請求することはできない。ただし、本県の要求仕様変更が生じた場合については別途協議を行うこととする。
- (7) 機器納入を行ううえで必要となる関係部局、関係機関との調整用資料等を作成し、必要に応じて打合せ等に出席すること。
- (8) 必要に応じ、本県に関わる SI 事業者、ネットワーク保守事業者、運用支援事業者及び関連するシステムの委託業者若しくは保守業者等と調整、確認を行うこと。また、その際に費用が発生する場合は落札事業者の負担とすること。
- (9) 機器納入に伴う付帯作業等に対する契約不適合責任の期間は、本県の検査終了後 1 年間とし、その期間内は速やかに対応すること。
- (10) 機器納入に伴うシステムの構築・運用に際しては、三重県が定めた情報セキュリティポリシー、個人情報保護条例等、各種規定を遵守すること。
- (11) 納入業者は、何人に対しても、保守期間中、又は、保守期間終了後を問わず、業務上知りえた本県の業務の一切を漏らしてはならない。
- (12) 本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、本県と協議をすること。本仕様書に記載されていない事項は、本県の指示に従うこと。
- (13) 受注者は、業務の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下暴力団等という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - (ア) 断固として不当介入を拒否すること。
 - (イ) 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする。
 - (ウ) 本県に報告すること。
 - (エ) 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、本県と協議を行うこと。
- (14) 受注者が上記(13)の(イ)又は(ウ)の義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除要綱第 7 条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じる。
- (15) 本調達に係る内容で県に確認したい事項及び資料がある場合は、閲覧等希望日の 3 日前までに申し出ること。また、閲覧期間は、令和 8 年 7 月 30 日から令和 8 年 8 月 31 日までとし、閲覧時間は 3 時間を上限とする。
なお、閲覧に際し「守秘義務の遵守に関する誓約書」の提出と内容順守を求める。

連絡先メールアドレス
三重県教育委員会事務局教育総務課
教育 ICT 化推進班
mejoho@pref.mie.lg.jp

三重県教育委員会学校情報ネットワークサーバ保守調達仕様書

1. 本業務の概要

(1) 概要・目的

本業務は、三重県教育委員会学校情報ネットワークサーバ機器更新で更新を行った機器の保守業務と、各種設計・設定等の変更を中心とした運用維持管理業務を対象とする。

各機器は本県が運用管理するサーバを構成する重要な機器であり、契約期間内において本サーバが常に完全な機能を保つよう保守作業を行えることを目的とする。

(2) 契約形態

①履行期間

令和10年4月1日から令和17年3月31日まで

②履行場所

三重県津市広明町13 三重県教育委員会事務局

三重県津市大谷町12 三重県総合教育センター

三重県津市市内 三重県が契約するデータセンター（※契約後に開示）

③業務内容

「3. 委託業務内容」のとおり。

(3) 検査及び履行確認

本県にて、別途定める各種成果物をもって行う。

2. 業務体制

(1) 保守拠点

①設置場所

問い合わせ及び障害連絡からおおむね2時間以内に保守対象拠点へ到着できる場所に保守拠点を設置し、保守作業に着手できること。

交通渋滞など、事情により2時間以内に到着できない場合は、本県にその旨を連絡すること。

②設備

本サーバの運用管理担当者からの連絡用電話及び電子メールアドレスを、以下の用途にて各1回線以上準備すること。

・技術問い合わせ

「3. (1). ②. 障害対応」に示す時間内のみ受付すること。

・障害連絡受付

「3. (1). ②. 障害対応」に示す時間に即時受付すること。

上記以外は、自動応答による録音受付若しくはコールセンター等での転送対応をすること。

③業務時間外の対応

「3. (1). ②. 障害対応」に示す時間外に本県から障害発生等の連絡があった場合、1時間以内に障害対応に着手（リモート対応等）できる体制を有すること。

(2) 業務要員

「3. 委託業務内容」の履行ができ、かつ以下の資格要件を満たす業務要員を従事させること。

① 業務経験

- ・すべての業務要員は、受託者の雇用開始から 3 か月以上の勤務実績があること。
- ・障害対応要員のうち 1 名は、サーバ運用管理の実務経験が 3 年以上あること。
- ・障害対応要員のうち 1 名は、OS が Windows Server 2016 以降及び Linux のサーバ運用管理の実務経験が 3 年以上あること。
- ・業務要員のうち 1 名は、Hyper-V 等による仮想化システムの運用管理の実務経験が 2 年以上あること。

② 保有資格

- ・業務要員のうち 1 名は、マイクロソフト社が認定する資格、MCP (Windows Server 2016 以降) もしくは Windows Server Hybrid Administrator Associate(AZ-800, AZ-801) 相当の構築や運用管理に関する科目を 1 科目以上有すること。

(3) 連絡体制

① 連絡体制の整備

通信回線事業者、システム開発事業者及び関係事業者等との連携も考慮した業務連絡体制を整備すること。また、休日・夜間等の緊急時や大規模自然災害への対応を考慮した緊急時連絡体制についても整備すること。

② 体制図の作成

整備した業務連絡体制を基に業務連絡体制図を作成し、本県に提出すること。
また、業務連絡体制に変更が生じた場合、速やかに業務連絡体制図を修正し、本県に提出すること。

③ その他

業務要員は連絡を密にし、相互に連携し業務を遂行すること。
本県が別途定める業務継続計画の検討に対応する体制を準備すること。

(4) 保守用機材

① 保守用端末

- ・保守対象拠点等での作業に必要な保守用端末は、受託者で準備すること。
- ・保守用端末は以下に記すルール等に基づき、適切に管理されている機器であること。
 - (ア) ユーザパスワードを設定すること。
 - (イ) ハードディスクの暗号化機能を利用すること。
 - (ウ) ウイルス対策ソフト、OS セキュリティパッチ等は常に最新状態とすること。
 - (エ) 本委託業務に関係のないソフトウェアのインストール、データを格納しないこと。
- ・本委託に必要なソフトウェアは受託者で準備すること。
- ・本ネットワークに接続する端末は事前に本県の承認を得ること。
- ・業務目的でない端末等は保守対象拠点に持ち込んではない。

②その他

- ・業務要員が使用する携帯電話等の通信手段を、受託者の負担にて準備すること。
- ・本調達に当たり必要となる各種機器・設備等は受託者の負担にて準備すること。

3. 委託業務内容

表 3-1 役割分担

作業項目	本県	受託者	ヘルプデスク事業者
障害対応	◎	○	△
災害時の対応	◎	○	△
定期点検	◎	○	△
保守業務報告会	◎	○	
ドキュメント管理	◎	○	
ソフトウェア等のバージョンアップ作業	◎	○	△
ログ管理及び分析	◎	○	
停電対応	◎	○	△

◎：承認 ○：主体的実施者 △：支援

表 3-2 業務を支援する事業者と主な支援内容

事業者	主な支援内容
ヘルプデスク事業者	● 障害の発生報告 ● サーバ機器等のリモート操作

(1) 機器保守業務

①対象機器

- ・保守対象機器は、「三重県教育委員会学校情報ネットワークサーバ機器更新」で導入された全機器が対象となる。
- ・認証装置（クラウドサービスを利用して構築した場合の当該サービスを含む。）も保守対象に含むものとする。

②障害対応

・業務時間

（ア）障害対応時間帯は、原則として開庁日（土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から翌年の1月3日までの日は除く。）の8:30～17:30とする。ただし、現地到着が17:30を超える障害対応については、翌開庁日の8:30から対応すること。

（イ）ただし、本県が必要と判断した場合はその限りではない。

・本県への報告

（ア）障害等の発見又は報告があった場合、速やかに本県に報告し、ネットワーク等のハードウェア、ソフトウェアの切り分け及び障害対応等を行うこと。

(イ) 作業完了後、速やかに本県に連絡し、報告すること。

・ 障害対応

- (ア) 障害原因が保守対象機器であった場合は速やかに本県に連絡し、ハードウェア交換等を行うこと。
- (イ) 切り分け作業時に復旧方法が明らかな障害は、現場到着後 2 時間以内に復旧させること。復旧方法が明らかでない場合も早期復旧に努めること。
- (ウ) 必要に応じ保守対象拠点にて原因調査及び疑似環境による検証等を行うこと。
- (エ) 保守対象拠点での障害対応は原則 2 名以上での対応とし、相互に作業内容を確認すること。ただし、軽微な障害対応や作業の安全性が確保できる場合等においては、本県の承認を得たうえで 1 名での対応とすることができる。
- (オ) ハードウェア交換等を行う際、対象機器等へ再設定、必要なインストール作業を行い、本サーバの機能を正常復旧させること。
- (カ) ハードウェア関連の部品交換を行う場合、メーカー指定方法を遵守し、最適かつ迅速に対応すること。
- (キ) 障害切り分けの結果、本県が所有する予備用機器交換が必要な場合も、本県の指示に従い、対応すること。

・ 障害対応に用いる機材

- (ア) 原因調査時に必要な測定器の購入及びレンタル等は受託者の負担とする。
- (イ) 障害復旧に必要なケーブル類、備品、消耗品等は、受託者の負担にて提供すること。

・ 保守拠点からのリモート接続による障害対応

- (ア) リモート接続環境は十分なセキュリティを確保していることや、常時監視環境であること等を条件とする。なお、整備に必要な機器及びネットワーク回線に関しては、受託者の負担とする。

・ 災害時の対応

- (ア) 災害発生後に、現地へ赴き被害状況の確認を行うこと。
- (イ) 復旧に必要な機器や、対応については県へ報告を行い、復旧に向けた相談に対応すること。

・ その他

- (ア) 保守対象機器以外の障害や問い合わせがあった場合でも、保守対象機器に関連があったときは原因調査等の支援を行うこと。
- (イ) 障害対応時は社員証等の当該業務担当者であることが証明できるものを携帯すること。

③定期点検

- (ア) 保守対象拠点において、保守対象機器の安定稼働を目的とした清掃や点検業務を実施すること。
- (イ) 定期点検の実施回数は 1 年間に 1 回とし、点検実施期間を定め本県の承認を得ること。

- (ウ) 定期点検開始からおおむね 1 ヶ月前に、本県業務に支障が出ないよう、点検スケジュールを調整し、本県の承認を得ること。
- (エ) メーカー指定方法を遵守し、点検作業を行い、異常がある部品等は交換すること。
- (オ) 点検作業の際、本県からの提案作業があった場合、協議のうえ、迅速に対応すること。
- (カ) 定期点検の結果を集計し、本県に報告すること。なお、報告に当たっては、報告内容について本県と事前協議をし、承認を得ること。

④保守業務報告会（定例会）の開催

- (ア) 年 1 回以上、本県が定めた日に定例会を行い、保守報告を行うこと。
- (イ) 関連システムの調整会など、本県からの要望があった場合は迅速に対応し、関係資料の提供や調整会出席や問い合わせ等の技術支援を行うこと。
- (ウ) 年度毎に報告内容を取りまとめ、完成ドキュメントとして提出すること。
- (エ) 提出ドキュメントは紙媒体 1 部と、データ形式 1 部を DVD 等で提出すること。
- (オ) 報告内容は基本的に下記のとおりとする。ただし、仕様書に記載されている各委託項目に対する遵守状況が確認できる内容とすること。

表 3-3 報告内容一覧

報告内容
年次保守対応報告
点検対応及び進捗報告
その他

(2) 技術的支援業務

①問い合わせ対応

本県、ヘルプデスク及び保守対象拠点からの問い合わせに迅速に対応し支援すること。また、必要に応じて、本県に対し問い合わせ内容や対応に関する報告をすること。

②ドキュメント管理

本サーバ全体構成を管理し、下記ドキュメント等の最新版を毎年度 3 月末に一括提出すること。提出に当たっては、電子ファイル媒体(CD/DVD も可)で納品すること。

表 4-4 提出するドキュメント一覧

ドキュメント名称
物理構成図、論理構成図
サーバ機器等の設定ファイル
サーバ機器等の OS 版数一覧
サーバ機器等の運用操作マニュアル
その他保守業務で作成したドキュメント各種

③ソフトウェア等のバージョンアップ作業

サーバ機器等のソフトウェア等の修正プログラムがリリースされた場合、必要

に応じて適用の検討、影響調査及び疑似環境による検証を行い、本県に報告すること。

また、本県が必要と判断した場合はバージョンアップ作業等を行うこと。バージョンアップに伴うライセンス更新等、メーカーに登録手続が必要な場合は受託者が行うこと。

④ログ管理及び分析

サーバ機器から出力されるログは、別途調達のログ収集サーバで取得管理している。受託者は取得したログを適宜分析し、障害が発生した場合は迅速に対応を行うこと。

⑤サーバ機器の操作業務

保守対象機器の動作確認のため、本県、ヘルプデスク及び関連業者の指示に従いサーバ機器のオペレーション業務を行うこと。

4. その他

- (1) 業務遂行に当たっては、三重県電子情報安全対策基準、三重県個人情報保護条例及び関連する法規を遵守すること。当該基準等に抵触する行為又は事象が発生した場合、本県の指示に従うこと。
- (2) 本契約の開始前に、前の保守業務受託事業者より既存のサーバ設定情報等の引継ぎ受けること。また本契約終了前に、次の保守業務受託事業者に対する引継ぎを行うこと。
- (3) 本契約について、契約書及び仕様書に明示されていない事項でも、その履行上当然必要な事項については、受託者が責任をもって対応すること。
- (4) 本仕様書に記載されているすべての作業に対し、いかなるケースにおいても本県に対し、別途費用を請求することはできない。
- (5) 必要に応じ、本県に関わるSI事業者、運用支援事業者及び関連するシステムの委託事業者若しくは保守事業者等と調整、確認を行うこと。
- (6) 受託者は、何人に対しても、契約期間中、又は、契約期間終了後を問わず、業務上知りえた本県の業務の一切を漏らしてはならない。個人情報を取り扱う際には、個人情報保護法を順守し、細心の注意払い取り扱うこと。
- (7) 本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、本県と協議をすること。本仕様書に記載されていない事項は、本県の指示に従うこと。
- (8) 受託者は、業務の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - 1) 断固として不当介入を拒否すること。
 - 2) 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする。
 - 3) 本県に報告すること。
 - 4) 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、本県と協議を行うこと。
- (9) 受託者が上記（8）の2)又は3)の義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じる。